

### 太陽光発電設備（特例太陽光発電設備を除く）

変更内容		以下3つの条件を全て満たす案件 ①2015年4月1日から2017年3月31日 の間に認定を受けている ②2016年7月31日以前に接続契約を締 結している ③運転開始前である	左記の案件以外
発電設備の 出力の変更 (※1)	出力の増加	変更あり	
	出力の減少 (10kW以上かつ20%以上)	変更あり	変更なし
太陽電池に係る 事項の変更	メーカーの変更、種類の変更、 変換効率の低下(※2)	変更あり	変更なし
	合計出力の増加(3kW以上または3%以上) または減少(20%以上)(※3)	変更あり	
自家発電設備等の設置の有無(※4)		変更あり	
接続契約締結日の変更		変更あり	

- ※1 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に出力を変更する場合又は出力が10kW未満の発電設備の出力増加であって、変更後も10kW未満の設備である場合は、調達価格の変更なし。
  - ※2 メーカーが当該種類の太陽電池の製造を行わなくなった場合又は10kW未満の発電設備の変更の場合は、調達価格の変更なし。
  - ※3 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に太陽電池の合計出力を変更する場合又は発電出力が10kW未満の発電設備の場合は、調達価格の変更なし。
  - ※4 太陽電池の合計出力が発電設備の出力よりも大きい場合かつ、自家発電設備等が蓄電池の場合であって、当該蓄電池をPCSよりも太陽電池側に新設又は増設する変更に限る。また、当該自家発電設備等が電気事業者へ供給する電気の量を区分計量できる場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。
- <注意> 10kW未満の設備で自家発電設備等を新たに併設しダブル発電に変更する場合など、区分等を変更する場合（上記表の発電出力の変更によるものを除く）は、当該案件に適用されている調達価格の属する年度における変更後の区分の調達価格に見直されます。

### 特例太陽光発電設備

- 特例太陽光発電設備とは、2012年6月30日までに太陽光の余剰電力買取の申し込みを行った設備で、固定価格買取制度へ移行されたもの。
- 設備IDが「F」から始まる。

- ・発電出力の増加又は減少や自家発電設備の併設又は撤去等により、価格区分が変更になった場合のみ、調達価格が変更されます。
- ・この場合に適用される価格は、その案件が余剰電力買取の申し込みを行った年度の特例太陽光価格になります。

### 風力、中小水力、地熱、バイオマス発電設備

変更内容		運転開始前	運転開始後
発電設備の区分等の変更【風力、中小水力、地熱】(※1)		変更あり	変更なし
発電設備の 出力の変更 (※2)	出力の増加	変更あり	
	出力の減少 (10kW以上かつ20%以上)	変更あり	変更なし
バイオマス燃料の種類の変更【バイオマス】(※3)		変更あり	
バイオマス比率または調達上限比率の変更【バイオマス】(※4)		変更の可能性あり	
接続契約締結日の変更		変更あり	

- ※1 発電出力のみの変更によるものを除く。
- ※2 増加後の出力が該当する区分等の調達価格が変更前の調達価格より高い場合、または電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に出力を変更する場合は、調達価格の変更なし。
- ※3 使用するバイオマス燃料の種類の変更（異なる価格区分に属するバイオマス燃料の追加）による区分等の追加。（価格変更の対象は、当該追加された区分等への調達価格の適用に限る。）
- ※4 詳細は、以下の「既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応（バイオマス比率の変更への対応）」を御確認下さい。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/announce/20181221.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20181221.pdf)